税務キャッチ・アップ 消費税関係

消費税法における高額資産を取得した場合の調整計算等

1 はじめに

消費税法の規定には、高額資産を取得した場合の調整計算の規定が複数ある。これらの規定は、実務において非常に重要であり、大きなミスにつながるのでであり、大きなミスにつながるのでである。また、令和2年度の税制改正においても、それに関連した改正が行われている。そこで、本稿では各規定の概要の確認をしたい。

2 調整対象固定資産に係る仕入税額控除の調整(消法33・34)

調整対象固定資産(税抜100 万円以上の資産で棚卸資産は除 く。)を取得後に課税売上割合 の著しい変動等があった場合, その取得した期から3年目に仕 入税額控除の調整計算を行う期 定である。この規定は,長る仕入 定である。固定正化係の 定である。固定正化が が入るにより, 例えば課税合,仕入税額控 いっす,納税額を増加 らす, のまり る。 のまたはなる。

3 調整対象固定資産の取得に係る原則課税の3年縛り(H22年度税制改正・消法9⑦,12の2②,12の3③,37③一・二)

課税事業者を選択した事業者 又は資本金1,000万円以上のうち 設法人が,その後2年間のうち に調整対象固定資産を取得した期 場合には,その取得した期 3年間は免税及び簡易課税事業 者になることを制限する規定になる。この規定は,3年目に名 税又は簡易課税事業者にない とで調整計算を回避するとい いわゆる「自販機スキーム」を 封じるための租税回避防止規定 である。

4 高額特定資産の取得に 係る原則課税の3年縛り (H28年度税制改正・消法 12の4,37③三)

上記3の規定は、課税事業者 選択後又は資本金1,000万円以 上の新設法人設立後,3年目以 降 (課税事業者の強制適用期間 終了後) において資産を取得す るなど、課税事業者へのなり方 により3年目の調整計算を回避 することができた。これを封じ るため、課税事業者へのなり方 に関係なく, 原則課税の期間中 に高額特定資産(税抜1,000万 円以上の棚卸資産又は調整対象 固定資産をいう。) を取得した 場合には、その取得した期から 3年間は免税及び簡易課税事業 者になることが制限された。な お,対象資産は棚卸資産まで拡 充されているが、税抜1,000万 円未満は除外されている。

5 高額特定資産である棚 卸資産に調整措置を適用 した場合の原則課税の3 年縛り(R2年度税制改 正・消法12の4②,37③ 四)

 を受けた場合には、その適用期 から3年間は免税及び簡易課税 事業者になることが制限された。

6 居住用賃貸建物の取得 に係る仕入税額控除の制 限(R2年度税制改正・消 法30⑩)

前述の規定は、3年目の調整 計算を受けることで仕入税額控 除の適正化を図るものである。 しかし、金地金などの投資商品 の売買の繰返しにより課税売上 割合の調整が可能であり、課税 売上割合の著しい変動による3 年目の調整計算そのものを回避 する事例が散見された。特に居 住用賃貸建物の取得費は、非課 税である家賃収入に対応するも のであり, 本来は仕入税額控除 の対象とするべきではない。そ こで, 高額特定資産である居住 用賃貸建物の取得については, 仕入税額控除の対象としないこ ととされた。なお、その適用期 から3年間のうちに課税賃貸用 にした場合又は譲渡した場合に は、3年目又は譲渡した期に仕 入税額控除を増やす調整が入る ことになる(消法35の2①②③)。

7 おわりに

上記の規定は、消費税の計算に大きな影響を及ぼすものであるが、納税者不利に働くだけではなく、有利に働くことも当然ある。顧問先の高額資産への投資判断においても影響を及ぼすものである。今一度、規定の内容の確認と高額な資産の購入がある場合にはその管理の徹底を図りたい。

/右山研究グループ (人) (税理士 **矢野 重明**)